

令和 2 年 第 2 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

令和 2 年 6 月 15 日 開会

令和 2 年 6 月 18 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

令和2年第2回鳴沢村議会定例会会議録

令和2年6月15日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 三浦 雄一郎 | 2番 渡辺 正人 |
| 3番 渡辺 宗司 | 4番 土屋 文明 |
| 5番 渡辺 次男 | 6番 三浦 直樹 |
| 7番 小林 清一 | 8番 渡邊 明雄 |
| 9番 佐藤 博水 | 10番 小林 昭一 |

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

7、会議事件

承認第1 号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決
処分につき承認を求める件

承認第2 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処

- 分につき承認を求める件
- 承認第 3 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第 4 号 鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第 5 号 令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）を定める専決処分につき承認を求める件
- 報告第 1 号 平成 3 1 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 報告第 2 号 平成 3 1 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 報告第 3 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 議案第 1 8 号 鳴沢村長等の給与の特例に関する条例を定める件
- 議案第 1 9 号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 0 号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 1 号 鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 2 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 3 号 鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 4 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 5 号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議案第26号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）

議案第27号令和2年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

議案第28号令和2年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第29号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

発議第1号鳴沢村議会議員の報酬の特例に関する条例を定める件

同意第2号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

同意第3号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

同意第4号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

同意第5号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

同意第6号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

同意第7号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

同意第8号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

同意第9号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

同意第10号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

同意第11号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 承認第1号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例
を定める専決処分につき承認を求める
件

- 日程第 5 承認第 2 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 6 承認第 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 7 承認第 4 号鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 8 承認第 5 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 9 報告第 1 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第 1 0 報告第 2 号平成 3 1 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第 1 1 報告第 3 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 日程第 1 2 議案第 1 8 号鳴沢村長等の給与の特例に関する条例を定める件
- 日程第 1 3 議案第 1 9 号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 4 議案第 2 0 号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 5 議案第 2 1 号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件

- 日程第 1 6 議案第 2 2 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 7 議案第 2 3 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 8 議案第 2 4 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 9 議案第 2 5 号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 2 0 議案第 2 6 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 1 議案第 2 7 号令和 2 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 4 発議第 1 号鳴沢村議会議員の報酬の特例に関する条例を定める件
- 日程第 2 5 一般質問

◎議長挨拶

議長（小林昭一君） 皆さん、改めましてこんにちは。

令和2年第2回鳴沢村議会定例会開会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和2年第2回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、平素から議会の運営に当たりましてご理解とご支援をいただきますことを併せて厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス日本全国の感染状況は、6月14日現在感染者数1万7,429名、死亡者数925名となりました。心から哀悼の意を表します。

当村鳴沢村においては、別荘地区を抱えながらも各担当部署において村長自らの陣頭指揮の下、国、県からの政策と重ならないよう村独自の政策の実現にご配慮いただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。

6月に入り、当村も梅雨入りをいたしました。今年の梅雨は気温の温度差が激しいとの報道もあります。熱中症に十分配慮し、自身の体調管理にはくれぐれもご注意なされ、さらに議員活動に励まれますようよろしくお願い申したいと思えます。

さて、今定例会も積極的に議員の皆様のご発言をお願い申し上げ、慎重審議いただきますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

なお、クールビズですので上着等自由といたしましたので、よろしく願いいたしたいと思えます。

開会 午後3時02分

議長（小林昭一君） ただいまから、令和2年第2回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（小林昭一君） ここで、村長より定例会招集に対しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 皆様、改めましてこんにちは。

令和2年第2回鳴沢村議会定例会の開会をお願いしたところ、議員さん全員の出席で開会できましたことに感謝を申し上げますとともに敬意を表させていただきます。

まず、新型コロナウイルスでお亡くなりになりました日本初め全世界の多くの皆様のご冥福をお祈りするとともに、1日でも早い収束を願うものであります。

本日の議場もそうですが、役場の事務室も3密にならないよう配席を替え、東棟の正副議長室、会議室等を使わせていただき、保健センター1階の奥などのふだん使用していない部屋にも分散して業務を行っております。来庁なさる方にはご不便をかけますが、どうかご理解をお願いしたいと思います。村の各施設もコロナ対策をとりながら使用してもらっているわけですが、コロナという世界で初めての感染症で薬やワクチンもなく、国や県の方針での防御を進めるしかありませんので、議員初め村民の皆様のご協力をお願いします。

また、鳴沢村も梅雨に入りました。衛生管理にはお互いに気をつけ、災害もなく村内での感染もなく、いつものにぎやかな涼しい夏が来るようお祈りしますとともに、本定例会はコロナ関係の議案が多くなりますが、各議案とも慎重審議の上可決くだ

さいますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

議長（小林昭一君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦雄一郎君、渡辺正人君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、5月18日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

次に、令和2年第1回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。
議会運営委員長（渡邊明雄君） 8番 渡邊明雄。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第1回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日の午後3時及び8日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、6月3日の委員会で申合せた事項については、次の4項目です。

1、会期は本日より6月18日までの4日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、6月8日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり新型コロナウイルス感染症予防対策を講じること。

以上であります。

次に、6月8日の委員会で申合せた事項については、次の1項目です。

1、8日正午に通告が締切られた3名4件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行う

こと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 総務教育厚生常任委員長 三浦雄一郎君。

総務教育厚生常任委員長（三浦雄一郎君） 1番 三浦雄一郎。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第1回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に申し出、3月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日午後1時30分より委員会を招集いたしました。

委員全員と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は新型コロナウイルス感染症対策等について及びタブレット導入の検討についての2件です。

協議を行った結果、新型コロナウイルス感染症対策として各種相談・申請支援窓口開設事業の実施や施設の利用の制限、事業所等への支援について、また、タブレット端末の導入に関しましては推進部会や導入検討委員会の設置について、それぞれ18日に開催される全員協議会へ総務教育厚生常任委員会からの協議事項として提案することに決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 建設産業経済常任委員長 渡辺正人君。

建設産業経済常任委員長（渡辺正人君） 2番 渡辺正人。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第1回定例会にて、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に申し出、3月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月8日午後3時40分より議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため企画課長、振興課長、各担当職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、道の駅リニューアルについて、令和2年度に予定している道路工事等について、リサイクル業に対する施策について、その他の4件であります。

会議ではまず、企画課より山梨大学との包括的連携協定についてこれまでの経緯や成果等の説明を受け、道の駅の改善に向けての今後の進め方について協議いたしました。

続いて、振興課より、今年度予定している村の工事及び国、県が主体となっていく村内の工事等について説明を受けました。

続いて、リサイクル業に対する施策について、現時点での状況報告と今後の対応、方針等について協議いたしました。

これらの協議の結果、道の駅については何らかの委員会等の立ち上げも視野に入れ、粛々と協議を進めていくこと、また、村の道路工事等の道路幅員についての提言を検討すること、最後にリサイクル業に対する施策として、周囲道路におけるパトロール強化などの要請等を検討することなど、今後開催される全員協議会で建設産業経済常任委員会の意見として提言することを決定いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 4番 土屋文明。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

令和2年第1回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

4月22日午後1時30分より議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、そして職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第40号案についての1件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第40号についてレイアウト、記事内容等を協議し、先月5月1日に配布いたしました。

今回の議会だよりは令和2年度当初予算の特集記事をメインに、建設産業経済常任委員会による猿の大型捕獲わなの運用状況確認や、道の駅の改善に向けての協議などの内容、また、新型コロナウイルス感染症予防のためのメッセージなどを掲載いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの4日間といたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの4日間と決定しました。

◎日程第4 承認第1号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

◎日程第5 承認第2号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

議長 (小林昭一君) 日程第4、承認第1号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件及び日程第5、承認第2号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長 (渡辺英博君) 承認第1号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)等が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する村税条例等の整備を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行ったものであります。

ページをめくっていただき、新旧対照表の1ページをご覧ください。

税条例の改正内容についてご説明させていただきますが、引用条項の整備や字句の訂正、元号の変更、内容が重複するものなどにつきましては割愛させていただきますのでご理解をお願いいたします。

1 ページの第24条をご覧ください。

こちらは全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、現行の寡婦（寡夫）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親を対象に追加するものであります。

7 ページの第54条第5項をご覧ください。

こちらは所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとするものであります。

11 ページの第74条の3をご覧ください。

こちらは登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人等に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとするものであります。

13 ページの第94条第2項をご覧ください。

こちらは軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しで、国のたばこ税と同様1本当たりの重量が0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する方法を規定するものであります。

17 ページの附則第3条の2、第2項をご覧ください。

こちらは法人村民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に、年0.5%の割合を加算した割合が年7.3%未満の場合には、その年中においてはその平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合とするものであります。

20ページから24ページまでの第10条の2をご覧ください。

こちらは地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例による固定資産の特例率について、再生可能エネルギー発電設備関係等について地方税法が定めた参酌基準の割合にするものであります。

43ページから44ページまでの改正前の第48条第9項をご覧ください。

こちらは法人税において企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額を親法人が申告する現行制度に代えて各法人による個別申告方式への移行に伴い、法人村民税においても各法人に係る法人税割の課税標準額を法人税額とし、これに伴い各法人で発生した個別所得金額に対応する法人税相当額を基礎として企業グループ全体から各法人に配分される個別帰属法人税額の規定を削除するものであります。

52ページの第94条第2項をご覧ください。

こちらは先ほど13ページで説明させていただきました軽量な葉巻たばこの課税方式の2段階での見直しで、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法を規定するものであります。

最後に57ページの附則の第1条で、施行期日としましてこの

条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

ただし、第1号から第4号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

続きまして、承認第2号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては新型コロナウイルス感染対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されることに伴い、関連する村税条例の整備を行う必要があります。地方自治法第179条第1項の特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行ったものであります。

ページをめくっていただき、新旧対照表の2ページ第10条の2第27項をご覧ください。

こちらは生産性改革の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものであります。

第15条の2をご覧ください。

こちらは軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6ヶ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。

第23条をご覧ください。

こちらは新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等で、地方税法の規定において条例にしている事項の細目を定めるものであります。

3ページの第24条をご覧ください。

こちらは新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例で、政府の自粛要請を踏まえて文化、芸術、スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻し請求権を放棄した場合に住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県または市町村が条例で定めるものについて、個人住民税における寄附金控除の対象となるものであります。

4ページの第25条をご覧ください。

こちらは新型コロナウイルス感染症の影響によって、取得した家屋への入居が遅れたことにより、住宅ローン控除の適用要件を満たさなくなった場合であっても、代替りの要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減額措置が受けられるものであります。

以上で承認第1号及び承認第2号の専決処分理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号及び承認第2号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号及び承認第2号の2件は原案のとおり承認されました。

**◎日程第6 承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を
改正する条例を定める専決処分につ
き承認を求める件**

議長（小林昭一君） 日程第6、承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由についてご説明申し上げます。

土地基本法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布、4月1日に施行され、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が新設されました。これに伴い、鳴沢村国民健康保険税条例の改正をする必要があり、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

改正点をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

附則第4項及び2ページにある第5項中に「第35条の3第1項」を加えることにより、低未利用土地等を譲渡した場合の長

期譲渡所得を特別控除後の所得とするものであります。

附則として土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものであります。

以上で承認第3号の改正点についてご説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番 三浦直樹議員。

6番（三浦直樹君） 6番 三浦直樹。

今言われました低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除について、今の説明だとよく分かりませんので、細かく説明をお願いします。

議長（小林昭一君） 住民課長。

住民課長（小林昌信君） 低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除ですが、都市計画区域内におきまして利用していない土地等を売却した場合に、500万円以下の売却に対して100万円が控除されるものであります。

議長（小林昭一君） 6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 今都市計画区域内とおっしゃられましたけれども、富士北麓の都市計画区域には鳴沢村は含まれていませんが、この辺の説明をお願いします。

議長（小林昭一君） 住民課長。

住民課長（小林昌信君） ただいまの質問ですが、鳴沢村に住民票を持っている方が都市計画区域内に土地を所有している場合というのは考えられることであります。例えば、東京から土地を持っていながらこちらに転入した場合等も考えられますので、こちらのほうは鳴沢村でも条例に記載する必要があります。

議長（小林昭一君） 三浦直樹君。

6 番（三浦直樹君） 我々も判断とか理解するために、専決処分の理由の際にもう少し詳しく説明をしていただきたかったと思います。

以上です。

議長（小林昭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第4号鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例を定める専決処分につき承認を求める件

議長（小林昭一君） 日程第7、承認第4号鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題

といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。企画課長。
企画課長（三浦寿得君） 承認第4号鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由及び主な内容についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け支援対策として、鳴沢村独自の施策となる鳴沢村商工振興災害対策資金貸付条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月10日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な内容をご説明申し上げます。議案の2ページをご覧ください。

第1条、この条例は地震等の災害で経営に影響を受けた村内に事業所を有する事業者に対し、必要な事業資金を融資することにより商工業の経営及び被雇用者の生活の安定に寄与することを目的とする。

第2条、事業資金は運転資金及び設備資金とし、契約金融機関は山梨県信用保証協会と債務保証契約を締結した金融機関とする。

第3条、村は保証協会に対し事業資金に係る補償資金の寄託を行うとする。

第4条については朗読を省略します。

第5条、保証協会の保証額は村の寄託金の40倍を限度とする。

第6条、村は保証協会が事業者に代わって契約金融機関に対し債務を弁済した場合は、補填されない部分の損失額について契約で定める額を保証協会に対し補償するものとする。

第7条、村は契約金融機関が貸付けた事業資金につき、2分の1以内の保証料を予算の範囲内で補助することができる。

第8条、利子の補助は契約金融機関が貸付けた事業資金につき、利子の70%以内を補助することができる。

第8条第2項、利子補助の期間は融資を借入れた日の属する月から3年以内とする。

第9条及び第10条については朗読を省略します。

第11条、貸付の条件は1事業者に対し1,000万円以内、貸付期間は72ヶ月以内、据置期間12ヶ月を含むとし、貸付利率は当該金融機関の定めるところとする。

第12条、この条例の施行に関し、必要な事項は規則に定めることとする。

附則として、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で承認第4号の専決処分理由及び内容の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

**◎日程第 8 承認第 5 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 1 号) を定める専決処分につき
承認を求める件**

議長 (小林昭一君) 日程第 8、承認第 5 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算 (第 1 号) を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。鳴沢村長
小林 優君。

村長 (小林 優君) 承認第 5 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算 (第 1 号) を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は専決第 4 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算 (第 1 号) で、緊急を要するものとして一般会計予算に 3 億 3, 793 万 9, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 23 億 6, 667 万円としたものであります。

歳出の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行われる住民 1 人当たり 10 万円を給付する特別定額給付金給付事業 3 億 1, 851 万 8, 000 円、特別定額給付金給付に係る人件費として総額 153 万 5, 000 円、児童手当受給者に対し児童 1 人当たり 1 万円を上乗せする子育て世帯への臨時特別給付金支給事業 587 万 1, 000 円、村独自の施策として 16 歳以上の村民へのマスク配布や備蓄用のアルコール等の購入を行う感染症予防事業 1, 201 万 5, 0

00円を追加し、それぞれの事業費を増額したものであります。

これらの事業実施に係る財源として国庫支出金3億2,592万4,000円、前年度からの繰越金1,201万5,000円を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、4月28日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で承認第5号についての提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第 9 報告第 1 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

◎日程第 1 0 報告第 2 号平成 3 1 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

議長（小林昭一君） 日程第 9、報告第 1 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び日程第 1 0、報告第 2 号平成 3 1 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の 2 件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。会計管理者。

会計管理者（佐藤政中君） 報告第 1 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び報告第 2 号平成 3 1 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告いたします。

地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 1 年度事業の一部を令和 2 年度へ繰越す必要があり、本年第 1 回定例会において議決していただいた繰越明許費について同法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものであります。

本年第 1 回定例会において一般会計が 4 事業、総額 5, 7 4 0 万円を繰越明許費として議決していただいておりますが、このうち土木防災対策事業について平成 3 1 年度内に執行することができたことにより、1 0 0 万円を差し引いた額を繰越いたしました。また、簡易水道事業特別会計が 1 事業総額 9 0 8 万 8, 0 0 0 円を繰越明許費として議決していただいておりますが、全額を繰越いたしました。

事業の内訳は一般会計が村道改良事業、4, 1 6 0 万円、道路敷分筆・所有権移転登記事業 6 0 0 万円、小学校教育振興費

880万円、総額5,640万円、簡易水道事業特別会計が水道整備事業908万8,000円となっており、これらの財源として、一般会計が国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,205万2,000円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金385万5,000円、地方債の令和元年度補正予算債380万円、一般財源3,669万3,000円、簡易水道事業特別会計が収入済みの一般会計繰入金908万8,000円を繰越しいたしました。

いずれの事業もさまざまな要因により、平成31年度内では執行が困難となったため繰越明許としたものですが、鋭意計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第1号及び報告第2号についての報告を終わります。
議長（小林昭一君） 以上で報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終了いたします。

なお、この報告については地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告のみで足りるものであることを申し添えます。

**◎日程第11 報告第3号教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検並びに評価の報告**

議長（小林昭一君） 日程第11、報告第3号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

教育長（渡邊伸一君） 報告第3号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告について、ご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規

定により、平成31年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同条同項の規定により報告するものであります。

なお、評価項目、評価内容、今後の方針等は教育委員の意見を参考に作成し、去る5月21日開会の令和2年度第5回鳴沢村教育委員会定例会において承認されております。

表紙の次が評価の報告書です。評価項目については、鳴沢村第5次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理・執行することについての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、さらに各項目を中項目、小項目に分類して3段階評価を行っております。

前年度は「A、達成またはほぼ達成している」としていた評価基準を今年度は「A、達成している」に変更しております。

「B、概ね達成している」とCの「計画はあるが実施なし」についての評価基準は変更ありません。

主な部分をご説明申し上げます。

「教育委員会の活動」については定例会、事務局との連携、首長との意見交換、学校訪問などの項目がありますが、良好に運営されているものと判断しております。

「教育委員会が管理、執行すること」に関しても随時関係部局と連携を図りながら良好に運営されているものと判断しております。

「教育委員会が管理、執行を教育長に委任する事務」の「(1)学校教育の充実」の①、②については昨年度までと同様にふじざくら支援学校との交流会、富士山荘への訪問などを通しての福祉の心を育てる取組やリサイクル活動、ごみ拾いを通じた環境教育にも引き続き取り組んでおります。

③国際理解教育の推進については、令和2年度からの新学習指導要領に対応できるよう5年生、6年生に英語専科教諭を配置し、担任と一緒に指導を行っております。

④情報活用能力の育成については、本年度から導入されるプログラミング教育での指導にも対応できるよう教育用コンピューターシステムの機器更改を行い、児童がより快適にパソコンを使用することができるよう環境を整えました。また、ICT支援員の派遣も継続して行っていることや、令和2年4月の校務支援システム運用開始を見据え、校務用パソコンの機器も入れ替えを行ったところであります。また、今後は国のICT環境整備事業を活用し、さらなる子供たちの学びを保証できる環境づくりを進めてまいります。

⑥特別支援教育については、各関係機関との情報交換を行い、児童に対する支援と指導の方法について協議しております。また、村単独負担の支援員も4名採用して、きめ細かな配慮ができる体制となっております。

⑦学校施設の整備につきましては、保健室へのエアコンを設置し、また、各普通教室へ扇風機2台を設置したところであります。

⑨開かれた学校づくりにつきましては、地域住民への学校開放日を3日設けました。

⑩下校時の見守りにつきましては、継続して行っております。

「(2) 青少年の健全育成」につきましては、遊学館での随時の相談業務、青少年育成会指導員による奉仕活動などを通し、健全育成に努めております。

裏面をご覧ください。

「(3) 文化活動の推進」につきましては、各種教室を年間約100回開催し、文化協会は専門部8部、75人で事業を実施

しております。文化まつりは約300人が参加の下、開催することができました。芸能祭につきましては、開催を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としております。

「(6) スポーツ、レクリエーションの推進」につきましては、体育協会専門部に運営を委託し、村民ゴルフ大会に52名、村民スキー教室に34名、テニス教室に延べ32名の参加がありました。県体育祭り町村の部では9位、昨年度のスポ少加入者は89名でありました。スポーツイベントに関しましては、高齢者・福祉スポーツ大会へ約115名、村民体育祭りへ約600名の参加があり、ロードレース大会の申込者は2,357名、ヨガ教室は延べ463名、チャレンジ・ザ・ゲーム教室は14名の参加がありました。今後も南都留市町村相互のスポーツイベントの情報交換や他地域のスポーツイベントの情報収集を進めてまいる予定であります。

以上で報告第3号についての報告を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の報告を終了いたします。

◎日程第12 議案第18号鳴沢村長等の給与の特例に関する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第12、議案第18号鳴沢村長等の給与の特例に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 議案第18号鳴沢村長等の給与の特例に

関する条例を定める件について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症により住民生活や地域経済への影響が深刻化するなど、地域社会が困窮しなかなか先の見通せない状況を踏まえ、特別職の給料月額を減額するものです。

住民の皆様が日常生活に大きな支障をきたしている深刻な状況と認識しております。このたび鳴沢村長と教育長の給料月額を令和2年7月1日から5ヶ月間減額する特例措置を行うもので、今後の支援策の一助とするものであります。

具体的な内容としましては、「村長等の給与及び旅費条例」に規定する金額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものです。また、「鳴沢村教育長の給与及び旅費に関する条例」におきましても規定する金額に100分の7を乗じて得た額を減額した額とするものです。

なお、附則としましてこの条例は公布の日から施行します。

以上で議案第18号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第13 議案第19号鳴沢村家庭的保育事業等の設備
及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を定
める件**

議長 (小林昭一君) 日程第13、議案第19号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長 (小林昌信君) 議案第19号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

国の「子ども・子育て支援新制度執行後、5年の見直しに係る対応方針について」において地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保について、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けられる場合は不要とすべきとされ、加えて、居宅訪問型保育について保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対して実施が可能であることを明確化すべきとされました。

これにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例についても内容を改正するもの

であります。

主な改正点をご説明申し上げます。議案の1ページをご覧ください。

第6条第4項第1号ですが、保育所等との連携につきまして、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合は、連携施設でない施設でも良いとするものであります。

第2号につきましては、連携施設の確保が著しく困難な場合は連携施設でない施設でも良いとするものであります。

議案の2ページをご覧ください。

第5項につきましては、前項第2号に該当する場合は、連携協力を行うものを確保しなければならないとするものであります。

第37条第1項第4号につきましては、保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育の提供を可能とするものであります。

附則としまして、本条例は公布の日より施行するものであります。

以上で議案第19号の改正点についての説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第14 議案第20号鳴沢村特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第14、議案第20号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第20号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

国の「子ども・子育て支援新制度施行後、5年の見直しに係る対応方針について」において、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保について、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合は不要とすべきとされました。これにより特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施

設等の運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例についても内容を改正するものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。議案の1ページをご覧ください。

第42条第4項第1号ですが、保育所等との連携につきまして利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合は、連携施設でない施設でも良いとするものであります。

議案の2ページをご覧ください。

第2号につきましては、連携施設の確保が著しく困難である場合は、連携施設でない施設でも良いとするものであります。

第5項第1号につきましては、前項第2号に該当する場合は連携協力を行うものを確保しなければならないとするものであります。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第20号の改正点についての説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許しま

す。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第15 議案第21号鳴沢村国民健康保険条例の一部
を改正する条例を定める件**

議長(小林昭一君) 日程第15、議案第21号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第21号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策において、国民健康保険被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとの記載が盛り込まれたことにより、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。議案の1ページをご覧ください。

附則第2条、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金について、給与等の支払いを受けている者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われることにより療養のため労

務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給するものであります。

2 ページ目をご覧ください。

第2項、傷病手当金の額は、1日につき傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の、直近の継続した3ヶ月の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とするものであります。

同条3項の傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年と6月を超えないものとなります。

第3条、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合において、給与等の全額または一部を受け取ることができる者については、これを受け取ることができる期間はこれを支給せず、前条第2項の規定により算定される金額が少ないときはその差額を支給するものであります。

3 ページ目をご覧ください。

第4条、前条に規定する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、受け取ることができずであった給与等の全部または一部につき、その全額または一部を受け取ることができなかった場合において、その受けた額が傷病手当金の金額より少ないときは傷病手当金の全部または差額を支給するものであります。

なお、附則として公布の日から施行し、この条例による改正後の鳴沢村国民健康保険条例附則第2条から4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものであります。

以上で議案第21号の主な改正点についての説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第16 議案第22号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第16、議案第22号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 議案第22号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険税の減額等を行う」とされたことを踏まえ、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減額に対する財政支援の基準が示されたことにより、条例を改正するものであります。

改正点をご説明申し上げます。議案の1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対し、遡及して減免適用も可能であること及び一時的な措置であることから通常の申請期間とは異なる期限となるため、附則第14項を加えるものであります。

附則として、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものであります。

以上で議案第22号の改正点についての説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第17 議案第23号鳴沢村後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例を定
める件**

議長(小林昭一君) 日程第17、議案第23号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第23号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策において、国の特例的な財政支援により山梨県後期高齢者医療保険被保険者に対し傷病手当金を支給することとなり、申請書の受付を本村が行うことから、本条例の一部を改正するものであります。

改正点をご説明申し上げます。議案の1ページをご覧ください。

附則第3条、村は当分の間通常の事務のほか傷病手当金の支給に係る申請書の受付に関する事務を行うものとするものであります。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第23号の改正点についての説明を終わります。

議長(小林昭一君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第18 議案第24号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第18、議案第24号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(小林昭博君) 議案第24号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたことに伴い、低所得者に対する保険料軽減強化を行う必要があるため、また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、国の基準により減免措置を行う場合の減免要件及びその対象となる保険料を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正点につきましては、議案2ページ、第2条第2項中「令和元年度及び」を削り「2万1,600円」を「1万7,280円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り「2万1,600円」を「1万7,280円」に、「3万6,000円」を「2万8,800円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り「2万1,600円」を「1万7,280円」に、「4万1,760円」を「4万320円」に改めるものであります。

この減額賦課に係る保険料基準額に対する割合につきましては、この改正により第1段階が10分の3.75から10分の3へ、第2段階は10分の6.25から10分の5へ、第3段階は10分の7.25から10分の7へとそれぞれ割合を引下げるものであります。

また、議案5ページ、附則第6条として新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に関する規定を新たに加えるものであります。

内容につきましては、第1項で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の減免については、第1号または第2号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして同項の規定を適用すること、第2項で前項の場合における第9

条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、村長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とするものであります。

なお、附則として施行期日等は公布の日から施行し、改正後の附則第6条の規定は令和2年2月1日から、改正後の第2条及び次項の規定は同年4月1日から適用すること、また、保険料率に関する経過措置については、改正後の第2条の規定は令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとするものであります。

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第19 議案第25号鳴沢村放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条
例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第19、議案第25号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長。

教育課長(渡邊 積君) 議案第25号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、学校教育法の改正に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業の職員となるための資格である放課後児童支援員の認定資格研修を受講する機会の拡大を図るため、中核市の長が開催できることとなりました。これを受け、本条例で定める職員の規定に、「中核市の長が行う研修を修了したもの」を追加するものであります。

なお、本条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第20 議案第26号令和2年度鳴沢村一般会計補正
予算（第2号）

◎日程第21 議案第27号令和2年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第22 議案第28号令和2年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第1号）

◎日程第23 議案第29号令和2年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1号）

議長（小林昭一君） 日程第20、議案第26号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から日程第23、議案第29号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第26号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から議案第29号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の4件について、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに3,806万1,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を32億1,763万9,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の内容につきましては、職員の人事異動に関する人件費を初め、子育て・学生応援臨時給付金支給事業1,795万3,000円、感染症予防事業987万4,000円、高齢者福祉事業263万3,000円などで、早急に対応しなければならぬものとして計上しております。これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金2,787万5,000円、前年度からの繰越金687万円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和2年度予算と、平成31年度から令和2年度に繰越明許させていただいた予算の総額は、32億8,312万7,000円となります。

鋭意、事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第26号から議案第29号までの提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第29号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上審査することにいたします。

◎日程第24 発議第1号鳴沢村議会議員の報酬の特例に関する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第24、発議第1号鳴沢村議会議員の報酬の特例に関する条例を定める件を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。1番 三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 発議第1号鳴沢村議会議員の報酬の特例に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

全世界で蔓延しています新型コロナウイルス感染症により住民生活や地域経済に及ぼす影響が深刻化しており、いまだ先の見えない状況となっております。このような状況を鑑み、本村における新型コロナウイルス感染症対策の一助とすべく、議員報酬を減額する特例措置を行うため、議員発議として条例案を提出するものであります。

具体的な内容といたしましては、「鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」で規定されている議員報酬月額について、その月額に100分の5を乗じて得た額を減額するもので、減額期間は村長及び教育長の給与の減額期間と同様に本年7月から11月までの5ヶ月間とするものであります。

なお、附則といたしまして本条例は公布の日より施行するものであります。

以上で発議第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第25 一般質問

議長（小林昭一君） 日程第25、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

三浦雄一郎君からの「情報発信の強化について」の質問は許します。1番 三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 1番 三浦雄一郎。

新型コロナウイルス感染症につきまして、村長を初め役場職員の皆様方のご対応、本当にありがとうございました。いつ収束

するか不透明な部分ではありますが、今後も引き続きご対応のほどよろしく願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症につきまして、各自治体での対応が顕著に浮き彫りになり、特に情報発信には地域により差があるように感じました。情報の速さ、分かりやすさは情報発信力の強い自治体が住民の理解を得ているものと感じております。

当村では主に防災行政無線、広報、チラシ等で情報を得ることができました。高齢者も多くまた終始徹底を図るよう意識し、そのような対応をしたと考えられます。

しかし、IT機器の普及率やスマートフォンの所持率を考えると、今後はそれらも意識した迅速な情報発信が必須になってくるのではないのでしょうか。

当村のホームページを拝見すると、その部分は遅れをとっていることは否めないように感じています。村のコロナ対応の一覧表を再度見たくても、すぐに検索できませんし、当村独自の従来より設置している補助、助成事業も閲覧するのに手間がかかります。ホームページのスマートフォン対応もないため、不便さがあります。新型コロナウイルス感染第2波の懸念に対する発熱外来等に関する医療情報や天災被害、防災面からも情報発信の強化は必要だと思います。

差し当たり簡易的で迅速にできる対応としては、コロナ対応の一覧、それから当村の補助、助成金制度を分かりやすい一覧表にしていただき、ページ内リンクを活用し、手軽に検索、閲覧できるようにするといったことも考えられるかと思います。ホームページを活用した情報発信強化をする必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦雄一郎議員からの情報発信の強化についての質問にお答えしますが、ご存じのように新型コロナウイルスの感染の拡大に伴うプライバシー保護と情報公開を両立させることの難しさを実感しているところでもあります。この件につきましては、広報担当である、私よりITを熟知しております企画課長から答弁させていただきます。

企画課長（三浦寿得君） それでは、三浦雄一郎議員からの情報発信の強化についての質問についてお答えいたします。

三浦議員のおっしゃるとおり、これからの情報発信は従来からの防災行政無線、広報、チラシ等に加え、ホームページやSNSを活用した情報発信の必要性が増すと思います。本村でも3月中旬にホームページのトップ画面上に新型コロナウイルス感染症情報についての情報を公開していましたが、内容を一覧表にまとめた形ではなく、利用者にとって情報収集しづらい面がございました。ご指摘がありましたので、村、国の支援策一覧のページもトップ画面のピックアップからページ内リンクできるように更新いたしました。また、村の補助、助成金制度一覧表につきましては、現在未整備のため利用者が見やすい形の一覧表にまとめ、トップ画面からページ内リンクができるよう近日中にホームページの更新を行います。

ホームページについては、スマホ対応できるようリニューアルを検討しており、昨年度は4社からのプロポーザルを受け、費用面、操作性の方面から検討中です。パソコンからはもちろんのこと、スマホ、タブレット等の端末からでも見やすく変換され、災害時は職員の操作により現在の写真やアイコン等がたくさんあるデータ量の重いページから文字情報中心のデータの軽量版に切り替え可能なシステム等も検討しております。

現在のホームページは平成14年度に導入し、20年度にリニ

リニューアルを行い第2世代となっておりますが、リニューアル後も11年経過し、基本設計が古いため利用者にとって見づらかったり、また、職員による情報更新作業に係る業務負担も大きいため、来年度にはリニューアルに向けた予算計上を行ってまいりますので、議会からも予算についてのご支援をお願いいたします。

以上で三浦雄一郎議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 1番 三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 1番 三浦雄一郎です。

ご丁寧なご回答、ありがとうございます。

ホームページのリニューアルは、必須事項と考えております。スマートフォンの対応はもとより、今後はAIチャットボットの導入、検索エンジンの機能の充実を図る必要性もあるかと考えています。

コロナウイルス感染症の影響により、次年度以降は税収の減少になる可能性は高く、費用面も懸念されるではありますが、今後のさまざまな災害に備えるためにも予算計上をしていただければと思います。議会側としても協力、応援をさせていただきますので、ぜひともご検討ください。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で三浦雄一郎君の一般質問を終わります。

次に「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子供たちへの学習支援について」の質問を許します。8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 8番 渡邊明雄。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子供たちへの学習支援について質問させていただきます。

臨時休業に伴う学習の遅れを取戻せるよう各学校において、工夫して遅れを補うような授業や補習が行われるように文部科学

省から各教育委員会に通達が出されていますが、鳴沢村ではどのように工夫がされていますか。IT端末を活用した児童生徒の課題のやりとりや、教科ごとの授業動画の公開、子供の学び応援サイトの活用などは考えていますか。

また、鳴沢村でWi-Fiも各家庭に電話で調査などもやってみたいですが、その結果とそれについての考えは。

それから各教科等の指導において感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動についてはどのようなものがあり、その対策はどのようにしていますか。例えば運動会、それから修学旅行など。

教職員の負担が増えると思いますが、これについて過度な労働にならないように、鳴沢村では4名の教員を採用していますが、そういう方々も含めて休暇取得など、勤務体制には配慮がなされていますでしょうか。

以上です。

議長（小林昭一君） 教育長。

教育長（渡邊伸一君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症に伴う学習の遅れを取戻す工夫がなされているかとの質問ですが、鳴沢小学校は休業期間中もできる限り臨時登校日を設けまして、学習時間の確保に努めました。

臨時休業中の家庭学習は復習のみでなく予習的な内容も盛り込み、新年度当初より臨時休業を見越し、ワークシートを作成する中、対面指導が必要な部分と家庭学習で対応できる部分を整理し、授業を進めました。

文科省は休業中の家庭学習が指導計画に適切に位置付き、児童の学習状況及び成果を適切に把握し、児童に十分な学習内容の定着が見られ、校長が再度指導する必要がないと判断したもの

は、学校における対面指導で扱わないこととすることができるとしてあります。

1ヶ月近く家庭学習の期間があったので、個人に差が見られました。新型コロナウイルス感染症対策も含め、鳴沢小学校の中で児童数の多い学年であります2年生が27名、4年生27名、6年生30名、この3学年を2クラスに分散し、国語と算数の2教科を担当と村単の先生で受持ち、授業を進めております。教室内が少人数になったため、分散前より落ち着き、集中した授業が進められております。

学びの時間を確保するため、臨時休校中の基本授業時数と夏休みまでの感染症予防による学校行事等の削減時数を計算する中、夏休みの短縮、土曜日授業、それから授業時間を短縮しての7校時の設定を検討しましたが、校長と協議する中、教員の休日出勤に対する振替の課題、授業時間を短縮、これは今現在6校時までやっていますけれども、これを7校時まで増やします。1校時増やすんですけれども、実質授業時間は45分から40分に減らすというものです。これらを検討しましたがけれども、実質10分間の増だけということです。それと、一番心配されるのは40分に授業時間を減らすことによって、子供たちがその学習内容を定着できたか、1時限の中でその勉強したことが理解できるか、そういうところが一番心配されました。結果、夏休みを11日間短縮することで学びの時数を確保しました。

また、系統性が必要となる算数の放課後学習を村単の先生に教材の作成を含めお願いしました。希望制として3年生以上の児童を対象に週2回、各学年3名から5名で進める予定であります。

2点目のIT端末等の活用につきましては、従来より大型モニ

ターを使用したデジタル教科書（国語、算数、理科、社会）を授業に取入れ活用しております。

休業中、動画の配信も検討しましたが、鳴沢小学校は1学年1クラスであります。複数校のある市町では、各校の同一学年の教師が教科を分担して動画を作成したところもありますが、本校では学年に1人の教師のため、現実的には困難であります。山梨県から配布されました学びの応援サイトに入るためのID、パスワードを保護者に伝え、家庭学習に活用するようお知らせした上、学習スケジュールに組込んだ学年もあります。

新型コロナウイルスの第2波を懸念される中、学校におけるICT環境の整備は文科省が進めているGIGAスクール構想関連補助金を活用し、校内通信ネットワーク環境整備や児童1人1台コンピューター整備に向けて、工事の準備や補助金申請の手続を進めているところであります。1人1台コンピューターは山梨県による共同調達のため、必要台数、基本ソフトの要望を県に報告したところであります。

世界規模でのICT関連機器の需要増により、通信関連機器やコンピューター本体の入手が困難であること、各家庭においてはインターネットを利用できる環境が整っていない家庭、鳴沢小学校で調査しましたら14.3%がインターネットの環境が整っていませんでした。そういった家庭があることなどや、教員の授業動画の公開やリモートでの授業を実施するための技術や知識の取得等の課題があります。今後休校せざるを得ない状況が起こってしまうことも予想されます。

これらの課題を解決し、全児童にICTを活用した学習を提供できるよう準備を進めてまいります。また、休校中の学習機会の確保として、ICTを活用した学習方法についても、学校を通し保護者に情報を提供してまいります。

3点目の感染の可能性が高い学習活動への対策につきましては、感染リスクの高い教科は音楽、家庭科、体育、理科が想定されます。

音楽の歌唱やリコーダー鍵盤ハーモニカの演奏は、体育館でドアを開放し、児童間の間隔をとり、行います。

家庭科でリスクの高い調理実習は、調理の作り方等は学校で学び、実習のみ家庭で行います。

体育でリスクの高い活動は水泳、組体操、バスケットボールなどの接触の多い競技が該当になります。水泳は学校医の内科、眼科検診を経て水泳の参加が認められますが、休校のため検診が行われていないこと、また、安全確認のため複数学年による合同授業が多いことや、児童が組になって活動するため、密集、密接になる場面が多いので、感染リスクを考え、中止としました。ほかの運動で接触の多い活動は2学期以降に入れ替え、接触の少ない陸上競技、器械運動等を行っております。

理科の実験は児童同士の身体的距離を確保した上で、担任が演示するのを見て学習しております。

質問にございました運動会、それから修学旅行につきましても、基本的には実施する方向で考えております。ただし、やはり感染リスクのことを考えると、従来の方法とは相当変えなければならない、場所も含めて変えなければならない、また、宿泊までどうするかということもあると思います。だんだん観光関係でホテル等の感染防止対策というのが徹底されておりますので、その辺を含め検討しながら校長、小学校のほうと協議していきたいと思っております。

4点目の教職員の勤務体制の配慮についてですが、授業が再開されてから教職員は感染防止に神経を使いながら勤務をしております。県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件について

は、山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例で休暇の種類、年次有給休暇、特別休暇等が厳格に定められております。

県教委から教員の多忙化改善に向けた取組指針が示され、各学校で取組を進めているところであります。

南北都留地区の市町村は教職員の勤務負担の軽減を図るため、平成30年度より8月13日から16日までの4日間を学校閉庁日として、有給休暇が取得しやすい環境づくりを進めました。また、本年4月に導入された県下で統一した校務支援システムは、教職員の児童に関する事務作業の労力を軽減しております。

以上で渡邊明雄議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） さまざまな具体的な施策、工夫がされていることで了解いたしました。これからも積極的に努力して頑張ってください。ありがとうございます。

議長（小林昭一君） 間もなく午後5時となりますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

続いて「大型台風襲来時の災害救助活動の妨げになる風倒木対策について」の質問を許します。8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 8番 渡邊明雄。

大型台風襲来時の災害救助活動の妨げになる風倒木対策。

主要道路の脇に伐期を迎えた木がかなり見かけられます。大型台風襲来時の災害救助活動の妨げになる風倒木の処理の作業は大変危険です。引っ張ったり、応力が強くてはねられて作業者がけがをするということが考えられます。該当木の所有者に手入れの依頼と伐採等補助の考えはありますか。

それから、鳴沢村の平成23年度に指定された急傾斜地、それから土石流等のところも大型台風によって木が倒れますと、

大変な被害が想定されますので、その辺のところも伺います。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

近年は平成29年の台風21号、平成30年の台風24号、令和元年の台風19号と毎年大型台風がこの鳴沢村付近を通過して、この影響で倒木による停電などの被害が増えています。

質問にありました主要村道沿いの木ですが、アカマツやイチイなど樹高が高くなっている樹木が所々で見受けられ、電線や光ケーブル等への影響が懸念されております。

対策としては、村民に対しふだんから手入れをするとともに倒木の原因になり得る腐りや亀裂等の異常がないかを定期的に確認し、必要な場合は伐採するようお願いしておるところでもあります。

樹木は所有者の財産であり、所有者が管理しております。また、村道、電線、電話線の範囲が広く、公平な伐採補助の方法が難しいと考えられるため、依頼はできますが伐採に対する補助金については考えておりませんが、公平にできる方法がありましたら、ご提言をいただきたいと思っております。先ほども申し上げましたが、急傾斜並びに村道等の沿線の樹木は所有者である地主さんの持ち物です。

ただ、大坂道や茅つけ林道などの周辺の私有人工林については、森林環境譲与税を活用した間伐等を令和3年度から計画しております。間伐により樹木の根を張る力が強くなれば、健全な状態の林となることも考えられますので、その辺で台風の被害が少なくなれば良いと考えております。

以上で渡邊明雄議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 村長のおっしゃるとおりインターネットとか

電力関係に風倒木の大変な影響が昨年度もありましたけれども、「降らずとも傘の用意」ではないけれども、事前に準備を、住民、所有者にもお願いするような形で、それから間伐の補助金の関係も、ぜひとも3年度以降も積極的に取組んでいただきたいと思います。以上です。

議長（小林昭一君） 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、「道の駅なるさわ及び出荷される農業事業者への支援について」の質問を許します。7番 小林清一君。

7番（小林清一君） 7番 小林清一です。

道の駅なるさわ及び出荷される農業従事者への支援について、村長に考えをお聞きしたいです。

新型コロナウイルスの影響により休館していましたが道の駅もようやく開館しましたが、ウイルスが収束しない中、引き続き業績への悪影響は継続するものと思われまます。道の駅なるさわの業績が急速に回復するとは思いませんが、このような状況の中、行政として道の駅及び出荷される農業従事者への支援が必要であると思いますが、村長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林清一議員からの質問にお答えさせていただきます。

質問のとおり、新型コロナウイルスの影響により、渡航制限によるインバウンド観光の激減、また、県境をまたいで移動の自粛が要請されるなど、日本中の全ての経済活動がかつてないほどの落ち込みとなっております。特に全国有数の観光地である富士五湖地方にとっては、観光客の激減は地域経済にとって計り知れないほどの影響を及ぼしております。

このような中、国においては各種金融支援策が打ち出され、中小事業者の資金繰りに対し、多額の資金が投入されております。

また、5月には新型コロナウイルスの影響により売上金額が著しく落ち込んだ事業者に対し、事業の継続を下支えし再起の糧とするよう、法人においては200万円、個人事業者に対しては100万円を上限額として持続化給付金制度も創設されました。この給付金制度は農業者を含むほぼ全ての業種において適用されるため、売上が著しく落ち込んでいる事業者はぜひともこの制度を活用し、事業の継続を図っていただきたいと考えております。

村でも売上が著しく落ち込んだ事業者に対し、事業が継続できるよう支援していく所存であります。支援策といたしましては、国の持続化給付金の給付決定を受けている事業者に対し、村独自の加算金給付を検討したいと考えております。この金額等はまだ現在事業者数を把握し、加算給付額をどの程度にすべきか庁舎内で検討しているところでもあります。地域経済の担い手であり村内事業者が一日も早く立ち直り、事業の継続が図られますよう迅速な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、議会におかれましても協力のほどをお願いいたします。

以上で小林清一議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 7番 小林清一君。

7番（小林清一君） 鳴沢も今から農作物が出てくるわけですが、この時期も例年と同じような作付であります。このような状況の中で客数が減ることはもう、分かっていることではあります。これをどのようにやっていくかというようないろんな工夫が必要だと思います。いろいろな面で行政からも支援及び指導をお願いして、この質問を終わらせたいと思います。

以上です。

議長（小林昭一君） 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月16日から17日までの2日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は6月16日から17日までの2日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は6月18日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後5時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月15日

議会議長

署名議員

署名議員

令和2年6月18日再開

1、出席議員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 三浦 雄一郎 | 2番 渡辺 正人 |
| 3番 渡辺 宗司 | 4番 土屋 文明 |
| 5番 渡辺 次男 | 6番 三浦 直樹 |
| 7番 小林 清一 | 8番 渡邊 明雄 |
| 9番 佐藤 博水 | 10番 小林 昭一 |

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第26号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算
(第2号)
日程第4 議案第27号令和2年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第28号令和2年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 6 議案第 29 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 同意第 2 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 8 同意第 3 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 9 同意第 4 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 10 同意第 5 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 11 同意第 6 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 12 同意第 7 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 13 同意第 8 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 14 同意第 9 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 15 同意第 10 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 16 同意第 11 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第 17 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（小林昭一君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡辺宗司君、土屋文明君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和 2 年第 1 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、3 番 渡辺宗司君。

3 番（渡辺宗司君） 3 番 渡辺宗司。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

令和 2 年 3 月 2 6 日午前 1 0 時より定例会が招集され、会議が行われました。議員 1 8 名と会議事件説明のために組合長を初め執行部 2 人の出席がありました。

会議事件は 4 件で、本会議においてはまず、会期が 3 月 2 6 日の 1 日限りと決定されました。

次に、会議録署名議員の指名が行われ、議長により 6 番 三浦

紀内君、11番 井出総一君が指名されました。

次に、議案第1号令和2年度一般会計予算については、歳入歳出ともに1億337万3,000円で原案のとおり可決されました。

次に、美化協議案第1号令和2年度美化協会計予算については、歳入歳出ともに3,700万1,000円で原案のとおり可決されました。

会期中、全員協議会で、富士スバルライン樹海台駐車場拡幅計画についてを議題とし、協議いたしました。昨年末山梨県道路公社より当組合議会へ樹海台駐車場整備計画の説明がありました。説明を受けた整備計画では駐車場の広さ、トイレの大きさ、ともに不十分と言わざるを得ません。そこで、樹海台駐車場整備計画についての要望書を当組合議会議長名で山梨県及び山梨県道路公社に提出いたしました。

要望の内容については、1、地下発電機室管理棟は駐車場北西とし、面積200平方メートル以上とする。2、駐車场面積は提案のあった面積以上とする。3、既存のトイレの利用。4、冬季終点時の駐車対応の4点を要望したところ、山梨県及び山梨県道路公社からの回答は要望に沿った形で事業を進めていくとの内容でありました。

次に、旧吉田林務事務所長官舎跡地利用については、原案が3つ出ており、第1案、民間によるアパート経営。組合以外でアパートを建設し、一般定期借地権設定契約で最低50年の契約とする。第2案、組合によるアパート経営。組合でアパートを建設し、建物管理、集金等は委託、それはアパートがある限り業務委託をする。第3案、駐車場として貸与。これは3年から5年の契約とする。3つの案が出ておりますが、現在継続審議中です。

次に、旧庁舎敷地については、現在大田和の八幡神社の名義となっていますが、これを組合名義に変更するため審議を行っているものでありますが、名義移転に伴い、意見がとりまとまっていない地域があり、現在継続審議中です。

以上で令和2年3月26日、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 河口湖南中学校組合議会、8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 8番 渡邊明雄。

令和2年第1回河口湖南中学校組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

令和2年3月26日木曜日、午後2時から河口湖南中学校会議室において会議が行われました。出席者は組合長、渡辺喜久雄富士河口湖町町長、副組合長、小林 優村長を初め執行部6名、組合議員15名、教育委員5名、公平委員3名の出席がありました。

冒頭、令和元年度末の教職員の人事異動についての知らせがありました。

付議事項は6件で、議案第1号非常勤職員に係る公務災害または通勤による災害補償事務及び非常勤の学校医等の公務災害補償事務の事務委託に関する規約の一部を改正する規約の制定について、山梨県市町村総合事務組合へ委託することが議決されました。

議案第2号令和元年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算。第1条、規定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,880万2,000円を増額し、2億7,109万円とし、予算の金額は歳入歳出補正予算の補正によること。第2条、繰越明許費、第3条、地方債の補正などが議決されました。

議案第3号令和2年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出予

算。総額は、歳入歳出それぞれ2億5,985万5,000円、一時借入金の最高限度額は1億円と定めることなどが可決されました。

同意第1号公平委員会委員選任の同意を求める件について。公平委員会委員の任期満了によるもので、鳴沢村の小林三郎氏、富士河口湖町の北村大介氏、富士河口湖町の渡辺啓吉氏の3名が選任されました。

同意第2号教育委員会委員長の同意を求めることについて。前任者の辞職によるもので、富士河口湖町船津の赤池和文氏が選任されました。

同意第3号教育委員会委員の同意を求めることについて。船津地区選出区分教育委員の辞職によるもので、船津地区の武藤光三氏が選任されました。

以上で第1回河口湖南中学校組合議会についての報告を終了させていただきます。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第26号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）

◎日程第4 議案第27号令和2年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第28号令和2年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第29号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（小林昭一君） 日程第3、議案第26号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から日程第6、議案第29号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの

4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第26号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から、議案第29号令和2年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は会議日程に従い、本日開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号から議案第29号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第26号から議案第29号までの4件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。したがって、議案第26号から議案第29号までの4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

-
- ◎日程第7 同意第2号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
 - ◎日程第8 同意第3号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
 - ◎日程第9 同意第4号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
 - ◎日程第10 同意第5号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
 - ◎日程第11 同意第6号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
 - ◎日程第12 同意第7号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
 - ◎日程第13 同意第8号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
 - ◎日程第14 同意第9号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

◎日程第 15 同意第 10号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件

◎日程第 16 同意第 11号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件

議長（小林昭一君） 日程第7、同意第2号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件から日程第16、同意第11号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件までの10件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第2号から同意第11号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

鳴沢村農業委員会の現委員が本年7月19日をもって任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により委員の任命について議会の同意が必要となるものです。

新たな委員として鳴沢村665番地、渡辺秀明氏、鳴沢村306番地、渡辺光吉氏、鳴沢村21番地、渡邊正伯氏、鳴沢村4373番地2、渡辺 浩氏、鳴沢村1771番地、渡辺永幸氏、鳴沢村1633番地、渡邊さとみ氏、鳴沢村1769番地、渡邊三千子氏、鳴沢村3514番地、渡辺徳治氏、鳴沢村2375番地1、渡辺一博氏、鳴沢村3124番地、小林博昭氏を任命するものであります。

ご存じのように、いずれの方も農業に関する識見を有するとともに、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、適任と認められますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、同意第2号から同意第11号までの10件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。よって、同意第2号から同意第11号までの10件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林昭一君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(小林昭一君) 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和2年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月18日

議会議長

署名議員

署名議員